

芳賀町告示第 号

L×haga事業実行委員会設置要綱を次のように定め、公布の日から適用する。

令和7年4月1日

芳賀町長 大関 一雄

L×haga事業実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 LRT(次世代型路面電車システム)と町の魅力を活用した持続可能な地域観光の振興及びシティプロモーションの推進(以下「L×haga」という。)を図るため、L×haga事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) L×hagaに資するイベントの企画及び運営に関すること。
- (2) L×hagaに資する事業の検討に関すること。
- (3) L×hagaに資する地域住民、企業、団体等との連携促進に関すること。
- (4) L×hagaの収支予算に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 実行委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 芳賀町議会
- (2) 学識経験者
- (3) はが野農業協同組合
- (4) 芳賀町商工会
- (5) 芳賀町工業団地連絡協議会
- (6) 芳賀町観光協会
- (7) 芳賀町ロマン開発株式会社
- (8) 株式会社下野新聞社
- (9) 宇都宮ライトレール株式会社
- (10) その他委員長が必要と認める者

2 実行委員会の構成員は、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が任期中に退任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを選出する。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

(3) 監事 2人

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 監事は、実行委員会の事務及び会計を監査する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長を務める。ただし、委嘱後初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 実行委員会は、必要があるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 実行委員会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

2 専門部会の部会員の選出方法等は、実行委員会において協議し、委員長が決定する。

3 その他専門部会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を商工観光課、農政課及び都市計画課に置き、事務局長を商工観光課長とする。

(解散)

第9条 実行委員会は、実行委員会の議決を経て解散する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。